



大阪科学・大学記者クラブ 御中

2017年6月19日
大阪市立大学

**大阪市立大学 中小企業支援法律センター講演会
「中小企業から見た働き方実行計画－残業規制を中心に－」を開催**

大阪市立大学 中小企業支援法律センターは、平成 29 年 7 月 20 日（木）に本学文化交流センターにおいて、中小企業向け講演会「中小企業から見た働き方実行計画－残業規制を中心に－」を開催します。

平成 29 年 3 月、日本政府は『働き方改革実行計画』を決定しました。そこでは、同一労働同一賃金を取上げた他、罰則付時間外労働の上限規制の導入など、長時間労働の是正の方向も示しています。

中小企業にとって、残業代は永遠の課題です。今回の講演会では、残業について従来からの法的な問題を整理した上で、本計画の影響についても検討します。また、本計画が示した方向（トピックス）が、中小企業に与える影響についても検討する予定です。つきましては、中小企業経営者をはじめ、市民の皆さまに広くご周知いただくとともに、ご取材をご検討いただきますようどうぞよろしくお願いいたします。

記

- | | |
|---------|---|
| 1 日 時 | 平成 29 年 7 月 20 日（木）18 時 30 分～20 時 30 分 |
| 2 場 所 | 大阪市立大学文化交流センター ホール
http://www.osaka-cu.ac.jp/ja/about/university/access#umeda |
| | 大阪市北区梅田 1-2-2-600
大阪駅前第 2 ビル 6 階 大阪市立大学梅田サテライト内 |
| 3 講演者等 | 講演者 草尾 光一弁護士（草尾法律事務所）
コメンテーター 根本 到教授（大阪市立大学大学院法学研究科教授） |
| 4 対 象 | 主として中小企業経営者（一般の方の参加も可） |
| 5 定 員 | 120 名程度 |
| 6 参 加 費 | 無料 |
| 7 申込方法 | 申込不要。当日参加も歓迎です。 |
| 8 主 催 | 大阪市立大学大学院法学研究科
大阪市立大学中小企業支援法律センター |

【本件に関するお問合せ先】

学務企画課 教務担当（法学部） 担当：大友
TEL：06-6605-2301
E-mail：office2@law.osaka-cu.ac.jp



中小企業から見た働き方実行計画 — 残業規制を中心に —

平成29年3月、首相官邸で『働き方改革実行計画』が決定されました。そこでは、同一労働同一賃金を取上げた他、罰則付時間外労働の上限規制の導入等、長時間労働の是正の方向も示しています。

中小企業にとって、残業代は永遠の課題です。そこで、残業について従来からの法的な問題を整理した上で、上記計画の影響についても検討します。なお時間が許せば、本計画が示した方向（トピックス）が、中小企業に与える影響についても検討する予定です。

講演者

草尾 光一 弁護士（草尾法律事務所）

コメンテーター

根本 到 教授（大阪市立大学大学院法学研究科）

日時 平成29年7月20日(木) 18時30分～20時30分

場所 大阪市立大学文化交流センターホール

大阪市北区梅田1-2-2-600

大阪駅前第2ビル6階 大阪市立大学梅田サテライト内

参加費無料
当日参加自由
(予約不要)



アクセス

JR東西線「北新地駅」下車 徒歩3分

JR大阪環状線・東海道線「大阪駅」下車 徒歩10分

地下鉄四つ橋線「西梅田駅」下車 徒歩5分

地下鉄谷町線「東梅田駅」下車 徒歩10分

地下鉄御堂筋線「梅田駅」下車 徒歩10分

阪神電鉄「梅田駅」下車 徒歩10分

阪急電車「梅田駅」下車 徒歩15分

主催 大阪市立大学大学院法学研究科、大阪市立大学中小企業支援法律センター

問合せ先 大阪市立大学中小企業支援法律センター

〒558-8585 大阪市住吉区杉本3-3-138 大阪市立大学大学院法学研究科内

電話：06-6609-9521 FAX：06-6609-9531

大阪市立大学法曹養成専攻事務室

電話：06-6605-2301 FAX：06-6605-2920

月～金（祝日を除く）9時～17時